

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 2 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年瀬戸市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（職員の派遣）</p> <p>第 2 条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p> <省略></p> <p> <u>公益財団法人瀬戸市文化振興財団</u></p> <p> <u>公益財団法人愛知県市町村振興協会</u></p> <p> <u>一般社団法人瀬戸健康管理センター</u></p> <p> から まで <省略></p> <p>— <省略></p> <p>— <省略></p> <p>2 <省略></p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第 2 条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p> <省略></p> <p> 財団法人瀬戸市文化振興財団</p> <p> 財団法人愛知県市町村振興協会</p> <p> <u>社団法人瀬戸市健康管理センター</u></p> <p> から まで <省略></p> <p>— <u>愛知県九市健康保険組合</u></p> <p>— <省略></p> <p>— <省略></p> <p>2 <省略></p>

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。